

# 玉野市漁業経営支援金

エネルギー価格の高騰などによって漁業経営に多大な影響を受けている市内漁業者の事業継続を支援するため、漁業経営支援金を支給します。

## 支給額

- ・ 令和 6 年分の確定申告書に記載された燃料費の 20%を支給
- ・ 支給額の上限は 5 万円とし、千円未満の端数は切り捨て
- ・ 申請は 1 回のみです。

## 対象者：下記の要件をすべて満たす漁業者 ※法人は対象外

- (1) 令和7年1月1日時点において玉野市に住所を有する漁業を営む個人であること。
- (2) 漁業収入について令和 6 年分の確定申告を行い、今後も漁業を継続する意思があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。

## 申請書類：次の全てを提出すること

- (1) 玉野市漁業経営支援金支給申請書
- (2) 令和 6 年分の確定申告書第一表の写し
- (3) 令和 6 年分の確定申告の収支内訳書、所得税青色申告決算書、燃料費が分かるものの写し  
収支内訳書だけでは燃料費が不明確な場合、レシート、領収書など根拠資料
- (4) 本人確認書類の写し  
運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面）など

## 申請期間

**令和 7 年 5 月 1 日(木)～令和 7 年 7 月 3 1 日(木) 消印有効**

※郵送の場合、郵送料は申請者負担

## 申請・問合せ先

玉野市農林水産課 管理水産係（平日 8:30～17:15）

TEL : 0863-32-5535 FAX : 0863-32-1349

Mail : nourinsuisan@city.tamano.lg.jp